

令和 3 年 2 月 5 日
環境資源対策課 作成

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び収集運搬許可業者認定制度の創設について

1 制度制定の経緯及び目的

本市では、令和 7 年度末までに、はだのクリーンセンター 1 施設体制に移行するため、事業系一般廃棄物について、平成 29 年度実績から 476 トンの減量を目指しています。

減量目標の達成のためには、事業系一般廃棄物の適正処理及び資源化の推進が重要なことから、令和 2 年 9 月から市内全事業者を対象に、事業所への訪問調査を実施し、排出方法を把握するとともに、取組み状況の聞き取りや分別指導を行っています。

今後、事業系一般廃棄物の減量を更に推進するためには、適正処理や資源化に積極的に取り組む事業所にインセンティブを与え、市民にも事業系一般廃棄物の減量の取組みの重要性を広く周知するとともに、他の事業者にもその取組みが波及される必要があります。

また、事業系ごみの収集運搬を行う秦野市収集運搬許可業者（以下、許可業者という）の取組みも重要であることから、事業者と同様の制度を適用することで、更なる効果が期待されます。

そのため、それらの事業者及び許可業者を優良事業所として認定する制度を創設するものです。

2 認定制度の内容

事業所等の認定を目的とした要綱を定め、秦野市分別・リサイクル優良事業所認定要綱（案）の別表に基づき、認定を希望する事業者及び許可業者の取組み状況を審査します。

審査の結果、認定基準を満たす事業者を「秦野市分別・リサイクル優良事業所」に、また許可業者を「秦野市優良収集運搬許可業者」に、それぞれ認定します。

なお、市が認定した事業者及び許可業者には、認定看板を事業所に掲出し

てもらおうとともに、市ホームページや広報はだのなどで周知します。

3 要綱の概要

(1) 名称

秦野市分別・リサイクル優良事業所及び秦野市優良収集運搬許可業者認定要綱

(2) 施行日

令和3年3月1日

(3) 排出事業者の主な認定要件

適正処理の徹底、資源化の促進、発生抑制の取組み

(4) 許可業者の主な認定要件

法令遵守、適正処理の徹底、資源化の促進

4 要綱で定める主な事項

No.	区分	内容	備考
1	対象事業者	市内事業者、秦野市一般廃棄物収集運搬許可業者	
2	申請方法	申請書に基づき事業者等が申請	
3	審査方法	申請内容の確認、現地調査、訪問調査結果との照合	
4	認定の可否	認定基準に基づき決定	
5	認定期間	認定された日から2年間	更新制度あり
6	周知方法	・認定看板の掲出 ・市及び秦野商工会議所のホームページ、広報紙	

5 県内他自治体の取組み事例

No.	自治体名	名称	事業所数	事業者の取組み内容
1	横浜市	3R活動優良事業所	47社	3R推進
		一般廃棄物収集運搬業優良事業者	18社	法令遵守、3R推進
2	藤沢市	ごみ減量推進店認定店舗	141店	減量・資源化の推進 (簡易包装、リユース 資源の店頭回収等)
3	茅ヶ崎市	ごみ減量・リサイクル推進店制度	83店	
4	相模原市	エコショップ等認定制度	83店	